

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年11月19日(2020.11.19)

【公開番号】特開2018-187307(P2018-187307A)

【公開日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2018-046

【出願番号】特願2017-95147(P2017-95147)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月2日(2020.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

遊技領域を視認するための窓部を有する開閉部を備え、

前記窓部は、

第1透過部を有する第1構成部と、

前記第1透過部とは異なる第2透過部を有し、前記第1構成部に対して前記遊技領域と反対側に突出するように形成された第2構成部と、

から構成され、

前記第2構成部に前記第1構成部を取付けて一体化した状態で、前記第2構成部を前記開閉部に取付け可能であり、

前記一体化した状態で、前記第2構成部を前記開閉部から取外し可能であり、

前記第2構成部が前記開閉部に取付けられた状態で前記第1構成部を前記第2構成部から取外すことで、前記第1構成部を前記開閉部から分離可能であり、

前記第1構成部は、前記第2構成部に設けられた被支持部に支持可能な支持部を一端側に有し、該支持部を前記被支持部に支持した状態で他端側を前記第2構成部に取付け可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

前記課題を解決するために、本発明の手段Aの遊技機は、

遊技が可能な遊技機(例えば、パチンコ遊技機1/スロットマシン1000)であって

遊技領域(例えば、遊技領域10)を視認するための窓部(例えば、窓部51)を有する開閉部(例えば、開閉枠50)を備え、

前記窓部は、

第1透過部（例えば、後透過板261）を有する第1構成部（例えば、第1構成部260／第1構成部560）と、

前記第1透過部とは異なる第2透過部（例えば、前透過板251）を有し、前記第1構成部に対して前記遊技領域と反対側（例えば、前側）に突出するように形成された第2構成部（例えば、第2構成部250／第2構成部550）と、

から構成され、

前記第2構成部に前記第1構成部を取付けて一体化した状態で、前記第2構成部を前記開閉部に取付け可能であり、

前記第2構成部が前記開閉部に取付けられた状態で前記第1構成部を前記第2構成部から取外すことで、前記第1構成部を前記開閉部から分離可能であり（例えば、窓押え部材50Aにより第2構成部250を係止した状態のまま、係止部材285による第1構成部260と第2構成部250との係止状態を解除（係止部材285を第2回動位置から第1回動位置に変更）し、第2構成部250から第1構成部260のみを取外すことができる。図29、図30参照）、

前記第1構成部（例えば、第1構成部260）は、前記第2構成部（例えば、第2構成部250）に設けられた被支持部（例えば、取付片256d）に支持可能な支持部（例えば、取付片262e）を一端側に有し、該支持部を前記被支持部に支持した状態で他端側を前記第2構成部に取付け可能である（例えば、第1構成部260における各取付片262eを第2構成部250における各取付片256dの凹部256eに差し込み、第1構成部260のスリット262gを第2構成部250の係止部材285に嵌め込み、係止部材285を操作して係止させることにより、第1構成部260と第2構成部250とが組付けられる（窓部ユニット51Aが構成される）。図23参照。）

ことを特徴としている。

前記課題を解決するために、本発明の手段1の遊技機は、

遊技が可能な遊技機（例えば、パチンコ遊技機1／スロットマシン1000）であって、

遊技領域（例えば、遊技領域10）を視認するための窓部（例えば、窓部51）を有する開閉部（例えば、開閉枠50）を備え、

前記窓部は、

第1透過部（例えば、後透過板261）を有する第1構成部（例えば、第1構成部260／第1構成部560）と、

前記第1透過部とは異なる第2透過部（例えば、前透過板251）を有し、前記第1構成部に対して前記遊技領域と反対側（例えば、前側）に突出するように形成された第2構成部（例えば、第2構成部250／第2構成部550）と、

から構成され、

前記第2構成部が前記開閉部にある状態で前記第1構成部を前記開閉部から取外し可能である（例えば、窓押え部材50Aにより第2構成部250を係止した状態のまま、係止部材285による第1構成部260と第2構成部250との係止状態を解除（係止部材285を第2回動位置から第1回動位置に変更）し、第2構成部250から第1構成部260のみを取外すことができる。図29、図30参照）

ことを特徴としている。

この特徴によれば、開閉部から第2構成部を取外したりすることなく第1構成部のみを取外すことができるので、窓部のメンテナンス性が向上する。